

災害時における東御市と美郷町との相互応援に関する協定

(輸送)

第5条 応急物資等の輸送は、原則として応援する側が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については甲乙協議の上、定めるものとする。

(ボランティアへの支援)

第7条 甲又は乙は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があつた場合は、その旨を通報するなど、適切な支援が図られるよう努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月15日

東御市（以下「甲」という）と美郷町（以下「乙」という）との間において、災害における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

(要請)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生した時は、必要事項を示して応援を要請する。

(協力)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従ってできる限り応援するよう努める。

(応援内容)

第4条 甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資（食糧、生活必需品）の供給
- (2) 被災者及び被災児童の一時受入
- (3) 応急対策等に要する職員の派遣及び資機材、物資等の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として行うことを相当と認めたもの

長野県東御市 県281番地2

甲 東御市

東御市長

長野県
東御市
長之印

秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10

乙 美郷町

美郷町長

秋田県
美郷町
松田知巳
松田知巳印